

2013年1月26日に第311回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。
大阪企業法務研究会幹事会

報告者：石田眞得（関西学院大学）

テーマ：有価証券報告書等の虚偽記載と発行者の関係者の責任

報告者コメント：虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する損害賠償請求訴訟が近年少なくなっているところであるが、そこでは金商法21条の2を利用した発行者の責任追及事例が多い。この報告では、ライブドア一般投資家集団訴訟の1審判決（平成21年5月21日・判時2047号36頁）を主な検討対象として、発行者の役員など発行者の関係者の民事責任に焦点を当てて考察する。

報告概要（見出し等）：

1. はじめに

(1) 近年の有価証券報告書虚偽記載の損害賠償請求の増加

(2) 最近の判例で明らかになったこと

①最判平成23年9月13日（西武鉄道事件）

■「虚偽記載なければ取得なし」は損害を発生させる。

■損害額の算定＝（取得価額－処分価額）－市場動向などの下落分

■狼狽売りによる下落は相当因果関係の範囲内

②再判平成24年9月13日（ライブドア機関投資家訴訟）

■金商法21条の2は不法行為の特則

■同条2項の損害は虚偽記載等と相当因果関係があるものすべて

■同条2項の損害は取得時差額ではない

2. 発行者以外の責任主体

(1) 役員等の責任

金商法24条の4による22条の準用－発行者の責任（同法21条の2）と異なり、損害の推定規定なし

(2) 会社法上の責任

・第三者責任（会社法429条2項1号ロ）→虚偽記載を実行した取締役（代表取締役・財務や経理担当取締役）とそれ以外の取締役との区別

・それ以外の取締役が機関決定後虚偽記載の事実を知ってしまった場合が問題

3. 「相当な注意」とは

－東京地判平成21年5月21日（ライブドア集団投資家訴訟1審判決）

(1) 発行者の代表取締役の責任

(2) 発行者の経営企画管理本部担当執行役員（有報提出の前日に取締役に就任）の責任

(3) 発行者の子会社（架空取引実行者）の取締役、と発行者の執行役員

→役員等に「準ずる者」の議論

(4) 発行者の非常勤（技術担当）取締役の責任

(5) 発行者の監査役の責任

4. 子会社の虚偽記載

→子会社の粉飾によって親会社の有価証券報告書が虚偽のものとなった場合、親会社の株主は、子会社・その役員（不法行為責任）を追求できるか？

※参考裁判例＝東京高判平成23年4月13日金判1374号30頁（ニイウスコー控訴審判決）

5. 公認会計士の不法行為責任

以 上